

チーフはだれか

－ 現代カナダにおけるある判決と先住民社会をめぐる －

立 川 陽 仁

【要旨】 本論文は、カナダで実際にあった裁判とその後の当事者集団の反応から、先住民社会において「だれがチーフなのか」という問題がいかん決定されるのかを探るものである。

先住民社会には従来から世襲でチーフをきめる社会が多数ある。世襲というと、問題になるのはあくまで血統であるから「だれがチーフになるか」は生得的な条件のみに左右されると思われる。しかし本論文で示されるように、たとえ世襲制であっても チーフという地位は血統だけでなく日々反復される実践の産物なのだといえる。本論文でとりあげる裁判は、まさにそれを端的に示す例となるだろう。

1. はじめに

いまから約5年前、カナダ、ブリティッシュ・コロンビア州のキャンベル・リバーという町にて、とある裁判がおこなわれた。この裁判は、ある2人の先住民のうちどちらが「真の」チーフなのかを争っておこなわれた。裁判は、現地先住民の大方の予想を裏切る形で結審されたが、その後につづく先住民による反応は、それ以上にわれわれ外部者を驚かせるものであった。

従来から、先住民社会の政治的リーダーであるチーフは世襲で決まることが多かった。ならば、「チーフはだれか」というもめごとは、たとえば跡継ぎ候補となる兄弟間のごく限定された問題であるように思われるかもしれないが、実際はそうではない。ときとして複数の家系の間でチーフとしての真正さが争われることもあるし、その争いが社会的領域を超えて裁判に持ち込まれることもある。しかし本論文で明らかにされるように、裁判もまた、チーフを決定する絶対的因子とはなり得ない。そこで本論文では、キャンベル・リバーでおこなわれた裁判を事例に、先住民社会においてチーフが決定される際に重要となる、血統でもなくまた裁判でもない、また別の可能な因子について探ることにしたい。

なお、裁判の状況を扱う以上、この論文では本来ならばさまざまな形で個人的な情報や問題を扱わざるを得ないことになる。筆者はこうしたきわめて繊細な個人的事件を扱うにあたり、少なくとも上記裁判における「被告」—— 同時に上記裁判で敗訴した側にあたる —— からこの事件について書く許可を得ることができた。ただ、それでもプライバシーへの配慮という観点から、親族集団名や個人名などの固有名詞については仮称を使うことにし、また必要に応じて「いつ」や「どこ」に相当するごく基本的な情報も曖昧な形で提示することにした（その場合は「ある場所にて」とか「約5年前」というなどして情報の特定を防ぐ）ことを断っておきたい。結果として、いくぶん歯切れの悪い事例報告になるが、これらはすべて現地に住む人びとへの配慮のためである。

2. 北西海岸先住民の伝統的リーダーシップ

2-1 北西海岸の先住民族

ブリティッシュ・コロンビア州は太平洋に面したカナダの最西部にある州である。この州のなかでもとくに太平洋沿岸部は、文化人類学において「北西海岸」(Northwest Coast)と呼ばれてきた。この地域に住む先住民族の生活様式が、他の北米先住民のそれとはきわめて異なった形でつくりられ、独自の文化領域を発展させてきたからである。

北西海岸という文化領域には、以下の先住民族集団がいるといわれる—— トリンギット (Tlingit)、ハイダ (Haida)、ツィムシャン (Tsimshian)、ニスガ (Nisg'a)、ギトクサン (Gitk'san)、ヌカルク (Nuxalk)、ヘイルツク (Heiltsuk)、クワクワカワクウ (Kwakwaka'wakw)、ヌー・チャー・ヌルス (Nuu-chah-nulth)、コースト・セイリッシュ (Coast Salish)。このうち、トリンギット、ハイダ、ツィムシャン、ニスガ、ギトクサンは〈北西海岸北部〉の先住民、ヌカルク、ヘイルツク、クワクワカワクウ、ヌー・チャー・ヌルス、コースト・セイリッシュは〈北西海岸南部〉の先住民と区分けされることもある。

北西海岸の先住民が1つの文化圏を構成するとみなされてきたのは、彼らが以下の点を共有しているからである (cf. DRIVER 1961)。

- 1) レッド・シダーを中心とする木の加工技術に優れている点
- 2) カヌーをはじめとする海上交通網を発達させてきた点。
- 3) 食料の過半数を水産資源に依存してきた点。
- 4) ポトラッチ (potlatch) と総称される儀礼を発達させてきた点。
- 5) 狩猟採集民であるにもかかわらず、精密な階層制度をつくりあげてきた点。

チーフならびにリーダーシップに関する報告をおこなう本稿では、つづく2つの項で上記の5)の点を詳細に論じていくことにする。

2-2 社会組織

北西海岸の先住民族は、前項の最後部であげた共通項をもってはいるが、同時にさまざまな点において異なってもいる。それらの違いは、大きく北西海岸の北部と南部で分けられるといえよう。以下では、社会組織の観点における北部と南部の違いを、ドライバーの研究 (DRIVER 1961: 247-248) から略述する。

〈北西海岸北部〉では、各民族集団はまず2つの半族 (moiety) か4つの胞族 (phratry) に分かれた。これら半族や胞族は外婚単位であり、人びとは配偶者を自身の属す半族ないし胞族とは違うところからみつけなければならない。さらに各半族や胞族のなかには、母系出自を通じてできた比較的大きなクランと呼ばれる親族集団があり、そのクランはより小さなリネージと呼ばれる集団を内包した。リネージは家屋をともにすると同時に、経済活動の単位であった。

〈北西海岸南部〉に目を向けると、北部先住民にみられた半族や胞族という組織がないことにすぐ気がつく。南部の民族集団はまず、かつて人類学者たちが「部族」(tribe)と呼んできた親族・地縁集団に分かれる。この集団は経済活動をおこなわない冬の居住単位だったことからしばしば「冬村集団」(winter village group)と呼ばれたが (MITCHELL and DONALD 1988)、後者のほうがより正確な呼称であり、また前者にはときとして侮蔑的な意味あいがかかる。

こともあるので、本論文でも「冬村集団」という名称を採用しよう。クワクワカクゥを例にとると、同社会にはこうした冬村集団が約 30 存在した (BOAS 1966: 38-41)。この冬村集団はさらに、父方と母方あるいは父方か母方をたどってつくられるヌマイム (*Numaym*) という親族集団に分かれる。ヌマイムは同じ家屋を共有するだけでなく、経済活動をおこなう重要な単位である。

2-3 伝統的な階層・位階制度

北部と南部を問わず、北西海岸の先住民はある種の奴隷制度を有していた (DONALD 1997)。そこで社会はまず、自由民と奴隷に分けられる (cf. SUTTLES 1960)。

自由民のなかには「ランク」と総称される、ある称号をもつ者たちがいる。クワクワカクゥを例にとると、植民化される以前の人口約 1 万 5,000 人に対し、ランクの総数は 658 だったとボアズは報告している (BOAS 1897: 342)。これら 658 人のランク保持者たちは社会の「貴族」として、それ以外の「平民」たちとはっきりと区別された。

人類学者および現地の先住民たちはこの称号を「ランク」と総称してきたが、実際には各ランクには個別の名前があった。その名前は親族集団のある特定の—— 実在していようが伝説上であろうが—— 祖先の名であり、ランクをもつ者は、そのランクの名の由来となる祖先と同一視されただけでなく、その祖先がもっていた固有の財産、特権—— 特定の歌、踊り、衣装、装飾品など—— を行使することができた (MASCO 1995: 47-49)。ランクの継承には必ずポトラッチという儀礼が必要とされた (BOAS 1897)。

カナダが植民化された 19 世紀、上記の状態に変化が生じた。ヨーロッパ系カナダ人がもたらしたさまざまな疫病のせいで、先住民人口はそれ以前から比べて 10 分の 1 以下にまで激減した (BOYD 1990)。この結果、それまでランクをもたなかった平民、さらには女性たちまでもがランクをもてるようになった。ランクは継承されずにいると消滅してしまうと考えられたからである (MASCO 1995: 45-47)。このため、かつての貴族たちは、従来とは違う方法でみずからと「新たなランク保持者」たちとを区別する必要に迫られた。そこで彼らが利用したのがランクの「格」である。ランクは、その名の由来となる祖先がどれくらい親族集団の始祖と社会的距離が近いかによって、その「格」が決まる。そしてかつての貴族たちは、相対的に「格」の高いランクをもつ人びとを貴族、相対的に「格」の低いランクをもつ人びとを平民と呼んで差別化した。

このように、北西海岸の先住民社会には貴族、平民、奴隷という 3 つの階層が確認されたが、少なくともそのうちのいくつかの集団ではランクの「格」にしたがって個々人をランキング化する制度も存在していた。クワクワカクゥ社会では、ヌマイムの成員 1 人 1 人がランキング化されており、たとえばあるヌマイムに 20 人の男がいたとすると、彼らは 1 位から 20 位まで格付けされていた (DRUCKER 1939)。ヌマイムのランキング 1 位の人物こそが、かつて、そして現在でも「世襲チーフ」 (hereditary chief) と呼ばれる人物であり^①、ふつうはその長男がチーフの座を継承した。ヌマイムの世襲チーフ同士もまたランキング化の対象となり、彼らの序列にしたがって、ヌマイムもまた格付けされた (DONALD and MITCHELL 1975)。

1860 年代にカナダの「インディアン法」 (Indian Act) が施行されて以来、連邦政府は先住民に民主主義、平等主義的な政治手法を導入しようと試みてきた (COLE and CHAIKIN 1990, LAVIOLETTE 1961)。その結果、現在ではこうしたランキング制度はほぼ機能しなく

なったといってよい。ただ、ヌマイム内部でのランクの継承はいまだにポトラッチを通じておこなわれ、チーフの場合はそれが必須とされている。実生活においても、ランキング制度は直接的な機能を失ったかもしれないが、「AさんとBさんではどちらが高いランキングをもつはずか」といった潜在的な「品定め」は、いまでもおこなわれている。ヌマイムのランキング1位である世襲チーフは、いまだ幅広い特権と責任を継承しており、クワクワカワクゥに限らず、北西海岸全体において、代表的な政治的リーダーでありつづけている。

しかし、現在の先住民社会には上記の世襲チーフのほか、もう1人の政治的リーダーが存在することも強調する必要がある。インディアン法施行後、カナダ政府は先住民をバンド（band）という単位に分け、なおかつ各バンドに1名のチーフ・カウンセラー（chief councilor）と数名のカウンセラー（councilor）の選出を求めた。クワクワカワクゥの場合、バンドは冬村集団をもとにつくられているのでチーフ・カウンセラーを世襲チーフが兼ねることもしばしばあるが、原理的には、チーフ・カウンセラーとカウンセラーは投票で選出されるものである。チーフ・カウンセラーを世襲チーフが兼ねることが制度化されているいくつかのバンドをのぞき、これらの役職の任期は2年である。

3. 事件の概要

以下では約5年前にキャンベル・リバーという町でおこなわれた裁判と、その裁判の判決に対する先住民の対応について報告する。キャンベル・リバーは太平洋に浮かぶバンクーバー島の東岸にある人口3万人の町で、クワクワカワクゥの生活圏の南端に位置する。長く漁業で栄えてきたが、漁業の衰退以後もフィッシング・リゾートとして再開発されており、そのため雇用を求めてこの町に移り住む人びとも数多い。先住民も例外ではなく、この町からさらに北にある居留地からキャンベル・リバーに出稼ぎで来ているクワクワカワクゥ、さらには定住目的で集団で移住してきたクワクワカワクゥも多い。

以下に紹介する事例に登場する先住民と彼らが属す集団も、いま現在キャンベル・リバーを拠点とする人びとである。話をわかりやすくするため、事例の大意に影響がでない程度に細部を修正・割愛している箇所があることを断っておきたい。また、本稿の第1節の最後部で述べたように、以下に登場する人物の名はすべて仮名である。

3-1 裁判前の状況

ヌマイム A は、キャンベル・リバーのダウタウンから少し離れたところに居留地をもつ集団である。当時の世襲チーフであったマーカス・リンデンは、自身がすでに60歳を越え、なおかつ闘病生活を送っていたこともあり、2003年以来、近々世襲チーフの座を長男のヘンリックに譲ろうとポトラッチを企画していた。しかし目当ての会場が借りられなかったり、またマーカス自身が入院を繰り返したりしたせいで、このポトラッチは何度も延期された。しかし数年後、ようやくポトラッチを開催する目処がついたのである。

ポトラッチの日取りを決めたマーカスは、つぎに会場をおさえる必要があった。そこで彼は、同じくキャンベル・リバーに住むヌマイム B の居留地内にあるコミュニティ・ホールとロング・ハウスを借りる手配をおこない、無事許可を得ることができた。こうして日取りと会場がきまると、マーカスをはじめヌマイム A の人びとは、クワクワカワクゥすべてのヌマイムに

招待状をだし、ポトラッチで招待客たちに与える食事や贈り物の準備を開始した。伝統的なポトラッチに詳しいヌマイム A のクリスティンは、2 日間にわたるポトラッチの具体的な行程をつくりあげ、ポトラッチでだれが歌い、だれが踊りを披露するかも決定した。この行程にしたがって、踊りに参加する子供たちによる踊りの練習もポトラッチの 1 か月前からはじまった。男たちはポトラッチに参加するゲストにふるまうべく貯蔵してあったサケを解凍し、バーベキューにしたり、またオヒョウ漁にでかけたりした。女たちはポトラッチの最後でゲスト全員に与える贈り物の用意に奔走した。

他方、マーカスから会場を貸してくれるよう要請を受けたヌマイム B は、マーカスの要請を何の躊躇もなく許可した。ヌマイム A とヌマイム B は、「条約」(treaty) 締結に向けての予備的な委員会⁽²⁾ でときに意見を戦わせることもあったが、こうした特定の問題をのぞけば良好な関係を維持していたからである。また、マーカス自身がヌマイム B の居留地に住んでいることもまったく無関係ではないだろう。

ただ、ヌマイム B に 1 人、マーカスのポトラッチに反対していた男がいた。彼はヌマイム B の名門であるシャープ家の 1 人で、名をジョナサン・シャープという。ただ、シャープ家が名門だとしても、ジョナサン自身は世襲チーフではないし、カウンセラーなどの役職にもついていなかったで、彼の意見がヌマイム B の意向に反映されることはなかった。

そこでジョナサンは、裁判に訴えるという手段にうってでたのである。ヌマイム A のポトラッチの準備もほぼ終わる、ポトラッチ 1 週間前のことであった。

3-2 裁判の争点

ジョナサン・シャープがマーカス・リンデンにヌマイム B のホールをポトラッチ会場として貸しだすことを反対したというのは、正確な表現ではない。彼の反対はまず、ヌマイム A が彼らの居留地とされる地域を伝統的なテリトリーとしてきたという、それまでだれも疑いさえしなかった「史実」に向けられていた。ジョナサンいわく、そのテリトリーは本来シャープ家の祖先が占有していたのであり、ヌマイム A の所有する居留地はシャープ家の土地であった。そしてヌマイム A がそこに住んでいたのが事実ならば、ヌマイム A の世襲チーフはシャープ家になるはずである。そこにリンデン家が何かしらの理由で入り込み、シャープ家からヌマイム A のチーフの座を「横取り」したにすぎない。つまり、ヌマイム A の世襲チーフの家系はシャープ家のはずで、リンデン家ではないのだから、彼らにポトラッチの開催権などない(ポトラッチの開催は世襲チーフの特権である)。これがジョナサンの主張である。

ジョナサン・シャープはこれらの主張を裁判所で展開するにあたり、もちろん弁護士を雇っているし、また—— おそらくその弁護士のアドバイスにもとづいて—— 証拠となる資料を数年かけて収集してきたはずである。同じような事例—— ある世襲チーフの家系に対してその正統性を疑い、訴えかける試み—— はほかの集団でもときどきみられるが、いずれの場合においても「原告」側は、新聞の切り抜きやその他の資料を「いつか来る審判の日」のために大事に保管しているからである。したがって、たとえマーカスがこのときにポトラッチを計画していなかったとしても、ジョナサンはいずれマーカスを相手どって裁判をおこしていただろう。

突如「被告」にされたリンデン家では、当初慌てた様子はなにもみられなかった。世襲チーフであり、またチーフ・カウンセラーでもあったマーカスの家には、19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけて政府官吏が彼の地を訪問した際に残した文書のコピーがたくさんあり、そこには

「政府官吏がヌマイムの代表であるリンデン家の人びとにあった」と明記されているからである。つまり、マーカスは自身の家系が世襲チーフであることを証明する十分な証拠がある限り、この裁判で負けるはずがないと考えていたのである。

リンデン家とジョナサン・シャープの裁判を聞きつけたそれ以外の先住民たちのほとんども、おそらくリンデン家が裁判に勝つだろうと予測した。なかにはジョナサン・シャープを支持する者もいたが、あくまでそれらの者は少数派であった。ジョナサンの属すヌマイム B のチーフやその他の有力者たちでさえ、リンデン家が勝つだろうと考えた。

裁判が結審したのは、ポトラッチが実施される 2 日前のことであった。大方の予想を裏切り、ジョナサン・シャープの主張が全面的に認められたのである。

3-3 判決のその後

筆者は判決がでたのが午前 10 時ころだったと記憶しているが、その 2 時間後にはマーカスは次期チーフとなる長男のヘンリック、ヘンリックの長男であるダニエル、ヌマイム A の長老の 1 人でマーカスの弟であるライアンのほか、会場を貸してくれたヌマイム B の世襲チーフ、ポトラッチにゲストとして招待したヌマイム C やヌマイム D の世襲チーフたちを招集して会合を開いていた。この会合で各自が確認したのは以下の 2 点である。第 1 に、判決がどうであれ、ヌマイム B、ヌマイム C、ヌマイム D はリンデン家をヌマイム A の世襲チーフの家系とみなすこと、第 2 に、だからこそリンデン家のポトラッチは正当なものと認め、それに参加すること。第 2 の点には、予想されるジョナサン・シャープからの妨害からポトラッチを守ることもふくまれ、ヌマイム B の長老の 1 人でなおかつ著名なアーティストとして影響力のあるジョー・エドラーは、ジョナサン・シャープが万一ポトラッチを妨害しに来た時に彼を力づくでも追いだすことを約束してくれた。

こうしてポトラッチは開始された。初日の午前中こそ参加者は 200 人程度であったが、次第にその数は増加し、ポトラッチが終わる 2 日目の夜には参加者数は 500 人を越えた。ポトラッチでは、ヌマイム A の人びとはもちろん、ヌマイム B やヌマイム C の人たちも予定通り参加し、踊りや歌に興じた。ヌマイム C から招待された踊り手のなかには、リンデン家の陰でジョナサン・シャープの主張を支持していた人物がおり、リンデン家の人もそのことは知っていたが、その踊り手も、またリンデン家の人びとも、あえてそのことを蒸し返すことはしなかった。ポトラッチの慣習通り、マーカス・リンデンはポトラッチの最後にゲストたちに贈り物を配った。この贈り物の総額は 16 万ドルに及ぶが、これはすべてマーカスが 1 人で用意した金額である⁽³⁾。結局ジョナサン・シャープがポトラッチ会場に姿を見せることはなかったし、マーカスがみずからの演説においてジョナサン・シャープに言及することもなかった。こうして 2 日間におよぶポトラッチは成功裏に終わり、ヘンリックは世襲チーフの座を継承することになったのである。

ポトラッチの 2 年後、マーカスは死去した。偉大なる世襲チーフであったマーカスに対し、その座を継いだヘンリックは父の死後 2 年たってマーカスを偲ぶためのポトラッチを開催し、成功させた。現在、ヘンリックは父マーカス以上に信望の厚い世襲チーフに成長し、ヌマイム内だけでなくクワクワカクワ全体において多大な影響力をもつにいたっている。ジョナサン・シャープはいまでもリンデン家の世襲チーフとしての権限を否定しつづけているが、リンデン家はおろか、その他の人びとからも相手にされていない。ジョナサンは一種の「狂人」として

扱われるようになったのである。

4. 考察

上記の事例をふまえ、本節では考察をおこなう。まず、つづく第1項で、上記の第3節でとりあげた事例のいったい何が問題なのかを整理したい。そこからわかるのは、カナダの法や司法に日常的に依拠している先住民たちが、「ヌマイム A の世襲チーフはだれか」という件にふれたこの件に限っては、裁判結果を無視し、独自の実践と判断にしたがったということである。そこで第2項以降では、司法よりも重視されたものとは何かという点について、分析を加えたい。

4-1 問題の所在

第3節で紹介したジョナサン・シャープとリンデン家の騒動は、結果的にジョナサン・シャープの裁判における勝訴、それにつづく先住民社会の判決の無視という形に落ちついた。この一連のできごとが示す問題とは何かをここでは整理する。

まず、ジョナサン・シャープがリンデン家の世襲チーフとしての正統性を否定したことについては、とくに問題視するに値しない。なぜなら、ある人物（や家系）が現世襲チーフ（やその家系）の正統性を疑問視することは、日常的にあるからである。多くの場合、そのような陰口はたいてい陰口で終わるのであり、直接本人に向かっては発せられない。しかしウェブサイトが発達したこんにち、ウェブサイトを使ってある先住民が現世襲チーフの正当性を疑問視するコメントが掲載され、また別のウェブサイトにも世襲チーフ側からの反論が寄せられるということは日常的になっている。また、筆者の知るある事例では、ある人物が「お前たちのひいひい爺さんはうちから世襲チーフの座を略奪したんだ」と世襲チーフの家系に直接表明しているものがある。彼もまた、いずれはジョナサン・シャープのように裁判に訴えてるつもりでいる。このように、世襲チーフの家系がその正統性を外部から挑戦されることは日常的で、とくに驚くべきことではないのである。

では、判決はどうだろうか。たしかに、リンデン家が勝つと思っていた多くのクワクワワククゥにとって、ジョナサン・シャープ勝訴という判決は大いに驚くべき点であったに違いない。ただ、当事者であるジョナサン・シャープとリンデン家の人びとをのぞけば、どちらの証拠がより信憑性が高いのかという問題について、判断できるほど十分な知識もなく、またそれ故に関心も薄かったのも事実であった。彼らがリンデン家の勝訴を予想した理由は、単に彼らが少なくともここ3世代にわたってヌマイム A をまとめてきた現実を目の当たりにしてきたからにすぎない。つまり、ジョナサン・シャープが勝訴したと知ったからといって、判決文を論理的に検討し、理論的に反論しようと強く求める意図などなかったといっていよい。

この判決を「“真実”の勝利」だと強く主張するジョナサン・シャープとは裏腹に、その他のクワクワワククゥたちは「ジョナサン・シャープ側のほうが、弁論の技術、論理的展開などの“白人固有の論理”において、リンデン家側より少し“うまかった”にすぎない」と解釈した。つまり、裁判で勝ったからといって、ジョナサン・シャープの主張こそが“真”であるとはだれも考えなかったのである。先住民がカナダの司法に抱く不信感ないし、「割り切り感」とでも呼べるものが、ここにはある。先住民たちは、歴史的に“真なるもの”が裁判で否

定されてきた例をたくさんみてきたのであり、裁判が必ずしも“真なるもの”を判別する絶対的な手段ではないことを彼らは知っているからである。だから、仮にリンデン家がこの裁判で勝訴していたとしても、それがリンデン家のチーフとしての真正性を証明することにもならなかったに違いない。

しかし、だからといって、先住民がカナダの司法を完全に無視した生活を送っているわけではない。裁判は真実を解き明かす絶対的な手段ではないにしても、あるものに“真実味”を与えるための、有効な手段の1つになり得ると先住民は考えている。そのことは、ここ50年の間に先住民がおこした裁判の夥しい数を振り返るだけでも明らかだろう。北西海岸に端を發した裁判の例としては、最高裁での結審にまで発展したコルダール事件、デルガムク事件、スパロー事件などは、後にカナダ全土の先住民の権利に影響を与えたものとして有名である⁽⁴⁾。そのほかにも、先住民の日常的な生活世界に端を發した小規模な裁判は多々ある。かつて筆者が紹介したように、記憶に新しいところでは、2006年にクワクワカクウのあるヌマイムが養殖企業を相手どり、彼らの居留地に養殖場が環境破壊につながる物質を放出しているかどで州裁判所に訴えようとした例もある（立川 2008: 283-284）。これらの例からわかるのは、以下のことである。つまり、たとえ先住民が裁判を“真なるもの”を判別する絶対的な手段だとは考えていないとしても、あるものを“真なるもの”と訴えるためにはきわめて有効な手段になり得ると考えていること、そして何より、彼らの日常生活が、カナダの司法制度に密接に関わっていることである。

このように考えれば、ジョナサン・シャープとリンデン家の一連のもめごとのなかで、なにが問題になるかがおのずと明らかになるだろう。日常的に裁判に依存している先住民にとって、判決に異議があれば、ふつうは上告という手段に訴えるはずである。しかしこの事件においては、被告は上告するのではなく、あえて判決をないがしろにするという選択肢をとり、そして先住民社会も被告に同調することを選んだ。本事例の問題点は、まさにこの点にあるのだ。

そこで以下のような疑問が浮かんでくる。なぜリンデン家は、上告せずに判決を無視することにしたのか。なぜ（ジョナサン・シャープが属す）ヌマイムBをふくめ、周囲の先住民たちが判決後もリンデン家を支持することにしたのか。この事件で司法より重視されるべきものとはいったい何だったのか。つづく項ではこれらの疑問について考えたい。

4-2 法的領域と社会的領域

判決後、すぐにマークス・リンデンはポトラッチ会場となるヌマイムBのコミュニティ・ホールで会合を開いた。会場を貸しだし、またポトラッチにゲストとして招待されたヌマイムBの世襲チーフやチーフ・カウンセラーたち、同じくポトラッチにゲストとして招待されているヌマイムCの世襲チーフやそのほかの有力者が参加し、ひきつづきリンデン家のポトラッチの成功を支援すること、予想されるジョナサン・シャープのポトラッチの妨害を全力で阻止することなどがとり決められた。ポトラッチ終了後もヌマイムBやヌマイムCのリンデン家に対する対応は変わることなく、またジョナサン・シャープもこのあまりに変化のない状況にさらなる法的措置をとらなかった。その意味で、マークス・リンデンも、ヘンリック・リンデンも、上告する必要を感じなかった。

つまり、マークス・リンデンは、司法領域では世襲チーフとしての正統性を否定されたものの、社会領域では認められたことになる。では、ヌマイムBやヌマイムCの人びとは、なぜ

敗訴したにも関わらずリンデン家を支持したのか。リンデン家を世襲チーフとみなす、裁判以上に重視された社会的要因とは何だったのか。この点を詳細に分析する前に、2つの実際の側面にふれておく必要があるだろう。まず、いまさらシャープ家がヌマイム家の「真の」チーフだといったところで、彼らにヌマイム A を東ねることはできない。ヌマイム A の過半数はいまや「リンデン」という名字をもつ人びとであり⁹⁾、裁判で勝ったからといってシャープを名乗る者が急に彼らから支持を得ることなど不可能である。つぎに、ジョナサン・シャープの裁判での主張には、ヌマイム B のシャープ家以外の人びとの伝統的テリトリーや、ヌマイム C が現在もつとされる保留地の一部もまたシャープ家のものであったという主張がふくまれている。だから、ジョナサン・シャープの主張を支持すると、みずからの居留地やみずからのチーフとしての正統性も疑われかねない。しばしばクワクワカワクゥは「ジョナサンがほしいもの、それはこの世のすべてだ」とジョークを飛ばすが、この裁判の結果、彼はいまや「すべてを欲しがらる狂人」として扱われることになった。

しかしこれら2つの実際の理由、とくに2つ目の理由は、あくまで副次的なものにすぎない。その証拠に、ジョナサン・シャープの主張にふくまれていなかったテリトリーを保有するヌマイムもまた、リンデン家を支持したからである。では、ヌマイム B やヌマイム C の人びとにとり、リンデン家が世襲チーフであることを支持させた最大の理由は何かといえば、それは一言でいくと、「ポトラッチを開く」という事実こそあるのである。そこで以下では、ポトラッチを開くことで、世襲チーフとしてのいかなる資質が証明されるのかを検証したい。

最初に理解されるのは、経済力である。第2節で述べたように、マーカス・リンデンはこのポトラッチを開催するにあたり、自身で16万ドルを出費した。ポトラッチで10万ドル以上が出費されるのは、そう珍しいことではない。1909年に同じくキャンベル・リバーでおこなわれたビリー・アスー (Bill Assu) のポトラッチでも10万ドル以上が捻出されているし (Assu wit Inglis 1989: 39)、またマーカスの死後ヘリックがおこなったポトラッチでも10万ドルが使われている。一般的に、ヌマイムの成員はポトラッチの開催にあたって食事の用意や贈り物の制作 (必要なら) をすることで世襲チーフに協力するが、実際に資金援助をすることはない。あくまでポトラッチの資金は世襲チーフみずからが捻出するものなのである。マーカスの場合、彼はみずからが社長を務める2つの会社から得られる収入から16万ドルを捻出しているが、この事実こそがマーカスに世襲チーフとしての資質を示したといえる。

しかし人びとがマーカスを世襲チーフと認めた根拠は、ポトラッチを開催させるに十分な資金力をもつ点だけにあったのではない。ポトラッチを成功させるためには、それを「伝統的」ポトラッチと寸分変わらない様式でおこなわなければならない。そしてそのためには「伝統」に関する豊富な知識が求められるのである。参加者が理解できようと理解できなかりと、ポトラッチの進行はいまなおクワクワカワクゥの言語であるクワクワラ (Kwakwala) でおこなわれる。そのほか、ゲストの座席の配置、披露される踊りや歌の手順などにも、さまざまな慣習的規則がある。これらの伝統的な様式を備えたものでないと、ポトラッチとは認められない (cf. 立川 2004)。したがって、ポトラッチを成功させるには、それに対する十分な知識があることが求められるのであり、マーカスはその点でも人びとからの支持を得ることに成功したのである。

つぎに、ポトラッチを準備し、成功させるためにはヌマイムの成員たちからの協力が不可欠である。その意味で、ポトラッチを成功裏におこなえるということは、ヌマイム内で十分なリー

ダーシップを発揮する能力があることを示すことになる。マーカスのポトラッチにおいて、ヌマイム A の人びとは彼に献身的に協力した。食事の用意はもちろん、贈り物として配るシルク・スクリーン（版画）の制作、楽団の手配、ゲストの宿泊用のテントの設営など、仕事は多岐に渡るが、それらを用意できているという事実から、人びとはマーカスのリーダーシップが妥当なものだと評価したのである。

最後に、世襲チーフはポトラッチの食事でカンントリー・フードを数多くふるまうことで、水産資源を適切に管理できる能力をゲストたちにアピールすることができる。ポトラッチでは、必ずといっていいほどサケやオヒョウなど、伝統的な食材が提供される。夏から秋にかけて捕獲されるサケは、ヌマイムの成員たちに分配され、そのまま冷凍保存されるか（燻製か瓶詰に）加工されて保存される。ポトラッチがある場合、ふつうは世襲チーフの保存する分が消費されるか、改めて漁をおこなうことになるが、いずれにしても、捕獲するのはそれぞれのヌマイムの居留地に隣接する海域である。そのような海産資源を食事にだすことにより、世襲チーフはみずからのテリトリーにはまだヌマイムの成員たちを満たす以上のサケがいるのだということをアピールできる。

このように、「ポトラッチを開催する」という事実だけからでも、世襲チーフとしてのいくつかの能力が示される。人類学者の著述をみれば、ポトラッチにおいてこれらの能力を世襲チーフが示すのは、なにも現代に限った問題ではないことがわかるだろう（cf BOAS 1897, MASCO 1995, WEINSTEIN 2000）。この事件に関していえば、クワクワカクゥの人びとは、司法領域の決定ではなく、「ポトラッチを開催する能力」という、いわば社会的な領域における世襲チーフの慣習的実践に重きをおいたことは明白である。マーカス・リンデンはさまざまな点において世襲チーフたる十分な資質を証明していたのに対し、ジョナサン・シャープはポトラッチを開催するだけの能力を何ももちあわせていなかった。たとえカナダの司法制度に大きく依存する先住民であっても、裁判の結果が社会的な慣習と反目するならば、社会的慣習こそを重視することもある。この事件はまさにこのことを明るみにだした例だったと考えられよう⁽⁶⁾。

5. おわりに

前節の分析に対し、以下のような反論があるかもしれない——「なるほど、ジョナサン・シャープとマーカス・リンデンの件は、司法領域よりも社会領域のほうが優先される例だったかもしれないが、カナダの司法制度に密接に関わって生きている先住民にとって、これは例外的なできごとだったのではないか」。想定されるこの反論を、筆者は全面的に否定するつもりはない。しかし世襲チーフに関してはある種の誤解があり、その誤解こそ上記のような反論——さらには、この裁判の判決もふくめ——を生みだす主たる原因であることも、筆者は主張したい。

原理的には、世襲チーフは「世襲」という名が示す通り、現チーフからその息子（たいていは長男）に引き継がれる。これは「インディアン法」施行後に導入されたもう 1 人の政治的リーダー、チーフ・カウンセラーとは対照的である。一般的には、後者はその「能力」や「人格」故に、「投票」という「平等」なシステムで選出されるリーダーだと認識される。それに対して、世襲チーフはしばしばチーフ・カウンセラーとの対比から、その「血統」故に、「世襲」

という「不平等」なシステムで決まるリーダーだと考えられている。この二項対立——〈能力／血統〉、〈投票／世襲〉、〈平等／不平等〉など——が固定的に考えられた結果、後者のリーダーとしての資質は〈パフォーマンス〉にあり、他方で前者のそれは〈位〉(post)にあるとさえ考えられることもある⁷⁾。

しかし、世襲チーフに対するこのステレオタイプには、大きな誤解がある。筆者が別のところで述べたように、現代のクワクワカワク社会では、「腕のある漁師」であることは世襲チーフなど高ランクをもつ者がそのランクを維持するための重要な因子であり、仮にある人物が「腕のある漁師」であることを証明できなければ彼は権威を貶めることにもなりかねないのである(立川 2009: 248)。そのほか、大人になってもドラッグから手を引けないとか、お金のだらしないなどの醜聞によっても、その人物は失墜することがある。たしかにランクは——しばしば現地で「座」(seat)と呼ばれるように——〈位〉としての側面があり、それを継承するには厳格な血統上の規則があるが、その後のパフォーマンスによってはその座を追われることになりかねないのである。

パフォーマンス次第で世襲の座を追われるという事態は、何もチーフ・カウンセラーなど能力主義的な新リーダーが誕生した現代に限ったことではない。伝統的にもそうであったことは、さまざまな例が証明している。マスコによれば、世襲チーフがポトラッチや戦争の失敗によってその座を追われることはふつうのことであった(MASCO 1995: 47-49)。他のヌマイムとの戦争で負けた結果、世襲チーフが奴隷になることも当然起こり得るが、仮に彼が釈放されたとしても、世襲チーフの座に戻ることはなかった。ワインシュタインはさらに、世襲チーフの1つの大きな役割はポトラッチにおける資源管理の説明責任であったと述べているが(WEINSTEIN 2000: 378)、このこともまた世襲チーフの実践が日々ヌマイムの成員によって批准されていたことを物語っている。これらのことをふまれば、時代を問わず、世襲チーフの座は単に所有すれば事足りる〈位〉ではないのだとわかる。むしろチーフとは、マスコもいうように、絶え間ない「実践」の産物なのである(MASCO 1995: 47-49)。

そのように考えれば、マーカス・リンデンとジョナサン・シャープのこの事件の経緯は、とくに驚くものではない。世襲チーフの家系がその正統性を主張するためには、「過去からその地位を受け継いできた」という歴史的な事実も不可欠であろう。しかしそれと同じくらい「チーフらしいことをしてきた」というパフォーマンスの積み重ねが必要なのである。クワクワカワク社会が判決を無視してでもリンデン家を支持したのは、まさにそれ故であることはいうまでもない。

謝辞

本論文の元となるフィールド調査については、科学研究費補助金(課題番号 23520984、基盤C「現代カナダの先住民社会における世襲の意義と「政治」に関する人類学的研究」代表: 立川陽仁)から資金援助を受けた。資金提供をしていただいた日本学術振興会、フィールドで協力して下さった現地の先住民の方々、また本稿執筆時に私をさまざまな形で励まして下さった水谷純子さんとリーシャ・デービスさんには厚くお礼申しあげます。それとともに、マーカス・リンデン氏のご冥福をお祈り申し上げます。

注

- (1) かつてこの人物は単に「チーフ」と呼ばれたが、現在では後述されるチーフ・カウンセラーにもチーフという冠称がつくこともあるので、それと区別するために現地で世襲チーフという名称がつけられるようになった。
- (2) 北米の先住民のほとんどは、かつて英国に植民地化されるにあたり、英国と「条約」を締結していた。先住民は土地を放棄する代わりに、伝統的な（先住民固有の）生活様式を維持する権利を保障され、また定期的に年金をもらうことになった。しかしブリティッシュ・コロンビア州のほとんどの先住民は、この条約を過去に締結していなかった。クワクワカワクゥもその1つである。このような条約未締結の先住民は、1990年代に入り、新たに条約を締結するよう政府と交渉を進めている（MUCKLE 1998: 80-81）。
- (3) 筆者もちろんこのポトラッチに参加した。このとき筆者がもち帰ったのは花瓶、タオル、衣類、ネックレス、コーヒーカップ、指輪である。指輪をのぞく上記のすべてのものは、500人すべてのゲストがもらっている。そのほか、子供には玩具が配られ、長老には現金（1人につき500ドル以上）と小さな銅版（1つが1000ドル以上の価値があるとされる）が配られていた。
- (4) コルダール判決とデルガムク判決は、ともに北西海岸先住民とカナダ政府とのあいだでおこなわれた、先住権の現存性を問う裁判であった。スパロー判決は、憲法で保障された先住権と漁業法が抵触する場合、どちらが優先されるのかを問うた裁判であり、これもコースト・セイリッシュが関わったものであった。詳しくはアッシュ、マックル、ニューウェルを参照されたい（ASCH (ed.) 1997, MUCKLE 1998, NEWELL 1993）。
- (5) リンデン家の家族史の概略を少し述べたい。19世紀、リンデン家をはじめとするヌマイムAの人びとは、比較的近くに住むクワクワカワクゥ以外の民族集団からの急撃にあい、多くの人口を失った。19世紀から20世紀に変わる、マーカスの祖父の時代には、世襲チーフであるマーカスの祖父が早死にしたせいもあり、ヌマイム消滅の危機に陥った。ヌマイムAを立て直したのはマーカスの父である。マーカスの父は、世襲チーフとして、またいろいろな先住民団体の代表として活躍しただけでなく、多くの子供を残した。マーカスをはじめ、その子供たちもたくさんの子供を残したおかげで、現在ヌマイムAの成員は300人を越えるにいたったが、上記の理由もあり、そのほとんどは「リンデン」の名字をもっている。
- (6) ある世襲チーフが語るところでは、クワクワカワクゥ社会では、現在世襲チーフでない人でも3回ポトラッチを開催すれば世襲チーフになれるようになった。このことは、世襲チーフとポトラッチの開催の強い関係性を示す論拠となるだろう。
- (7) 北米先住民に関する人類学研究とは対照的に、リーダーシップ論に関する豊富な研究蓄積のあるオセアニアにおいても、〈世襲型のリーダー（チーフ）vs. 能力型のリーダー（ビッグマン）〉という図式は顕著であった。オセアニア研究において、この二項対立を導入したのはサーリンズであるが（SAHLINS 1963）、その後の研究もこの図式を出発点として進められたといってもよいだろう（e.g. FEINBERG and WATSON-GEGEO (eds.) 1996, GODELIER and STRATHERN (eds.) 1991）。北西海岸においても、これら2つのリーダーシップが対立するという認識はしばしばみられる（e.g. GRAHAM 2010）。

参考文献

- ASCH, M. (ed.) 1997 *Aboriginal and Treaty Rights in Canada: Essays on Law, Equality, and Respect for Difference*. Vancouver: University of British Columbia Press.
- ASSU, H. with J. Inglis 1989 *Assu of Cape Mudge: Recollections of a Coastal Indian Chief*. Vancouver: University of British Columbia Press.
- BOAS, F. 1897 *The Social Organization and Secret Societies of the Kwakiutl*. United States National Museum,

- Report for 1895.
- 1966 *Kwakiutl Ethnography*. Helen Codere (ed.), Chicago: University of Chicago Press.
- BOYD, R. 1990 “Demographic History, 1774-1874.” In W. Suttles (ed.), *Handbook of the North American Indian, vol. 7. Northwest Coast*. Washington: Smithsonian Institution Press, pp. 135-48.
- COLE, D. and I. CHAIKIN 1990 *An Iron Hand upon the People: The Law against the Potlatch on the Northwest Coast*. Seattle: University of Washington Press.
- DONALD, L. 1997 *Aboriginal Slavery on the Northwest Coast of North America*. Berkeley: University of California Press.
- DONALD, L. and D. MITCHELL 1975 “Some Correlates of Local Group Rank among the Southern Kwakiutl.” *Ethnology* 14-4: 325-346.
- DRIVER, H. 1961 *Indians of North America*. Chicago: University of Chicago Press.
- DRUCKER, P. 1939 “Rank, Wealth, and Kinship in Northwest Coast Society.” *American Anthropologist* 41: 55-65.
- FEINBERG, R. and K. WATSON-GECEO (eds.) 1996 *Leadership and Change in the Western Pacific: Essays Presented to Sir Raymond Firth on the Occasion of His Ninetieth Birthday*. London: The Athlone Press.
- GODELIER, M. And M. STRATHERN (eds.) 1991 *Big Men and Great Men: Personifications of Power in Melanesia*. Cambridge: Cambridge University Press.
- GRAHAM, J. 2010 “The First Nation Governance System: A Brake on Closing the Community Well-being Gap” (http://iog.ca/sites/iog/files/PolicyBrief36_FN_Gov_System.pdf).
- LA VIOLETTE, F. 1961 *The Struggle for Survival: Indian Cultures and the Protestant Ethic in British Columbia*. Toronto: University of Toronto Press.
- MASCO, J. 1995 “It Is a Strict Law That Bids Us Dance: Cosmologies, Colonialism, Death and Ritual Authority in the Kwakwaka’wakw Potlatch, 1849-1922.” *Comparative Studies in Society and History* 37: 41-75.
- MITCHELL, D. and L. DONALD 1988 “Archaeology and the Study of Northwest Coast Economies.” *Research in Economic Anthropology*, Supplement 3: 293-351.
- MUCKLE, R. 1998 *The First Nations of British Columbia*. Vancouver: University of British Columbia Press.
- NEWELL, D. 1993 *Tangled Webs of History: Indians and the Law in Canada’s Pacific Coast Fisheries*. Toronto: University of Toronto Press.
- SAHLINS, M. 1963 “Poor Man, Rich Man, Big-man, Chief: Political Types in Melanesia and Polynesia.” *Comparative Studies in Society and History* 5: 285-303.
- SUTTLES, W. 1960 “Affinal Ties, Subsistence, and Prestige among the Coast Salish.” *American Anthropologist* 62-2: 296-305.
- 立川 陽仁 2004 「〈意味〉と〈型〉——ポトラッチをめぐるクワクワカクウ内外の視点」渡邊欣雄（編）『世界の宴会』勉誠出版、pp. 174-183。
- 2008 「カナダ・バンクーバー島の先住民族クワクワカクウとサケの養殖業——経済 vs. 環境をめぐる三つの次元」岸上伸啓（編）『北アメリカ先住民の社会経済開発（みんぱく実践人類学シリーズ4）』明石書店、pp. 273-300。
- 2009 『カナダ先住民と近代産業の民族誌——北西海岸におけるサケ漁業と先住民漁師による技術的適応』御茶の水書房。
- WEINSTEIN, M. 2000 “Pieces of the Puzzle: Solutions for Community-Based Fisheries Management from Native Canadian, Japanese Cooperatives, and Common Property Researchers.” *The Georgetown International Environmental Review* 12-2: 375-412.